

## 危険物輸送サービス

2012年12月28日に危険物船舶運送及び貯蔵規則が改正され、火薬類等の危険物の積載条件が大きく変更となりました。

弊社の「ひまわり1」「ひまわり2」は、**RORO** コンテナ船で、暴露甲板に積載することにより、今回の改正の要件を満たす海上輸送サービスの提供が可能となります。

危険物輸送等のご質問がございましたら、  
弊社 <http://www.nipponkaiun.com/contact.html> までお問い合わせ願います。